

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

## 1 現 状

### (1) 地域の災害等リスク

足尾地域は山間部に位置し、渡良瀬川流域に市街地や事業所が集中していることから、洪水や土砂災害、豪雪等の自然災害リスクが高い地域である。加えて、地震や火山災害による影響を受ける可能性も有している。また、近年は感染症流行による観光需要の急減や人員不足、デジタル化の進展に伴うサイバー攻撃など、事業環境の変化に起因するリスクも顕在化している。これらの災害・リスクが発生した場合、小規模事業者では人的・資金的余力が乏しいことから、事業停止や廃業に直結するおそれが高い。このため、商工会が主体となり、地域特性を踏まえた事業継続力強化に向けた計画的かつ継続的な支援を行う必要がある。

#### ①洪水：ハザードマップ

日光市が公表している洪水ハザードマップによると、渡良瀬川流域に位置する足尾地域市街地の一部では、想定最大規模降雨時において1m以上、地点によっては2mを超える浸水が想定されている区域が確認されている。

特に、河川沿い及び旧市街地の低地部に立地する事業所では、店舗・工場・倉庫等への浸水により、設備機器、車両、商品、原材料等が被害を受ける可能性が高い。

これにより、精密機器や事業用機械の故障・使用不能による復旧期間の長期化や修繕・更新費用の増大が想定されるほか、地域内外を結ぶ主要道路の通行規制や寸断により、物流の停滞や来店客の減少が生じ、事業活動の継続が困難となるリスクがある。

#### ②土砂災害：ハザードマップ

日光市の土砂災害ハザードマップによると、三方を急峻な山地に囲まれた足尾町全域において、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり警戒区域等が広範囲に分布している。これらの区域には、小売業、観光関連業、建設業、サービス業等の小規模事業者が点在して立地しており、土砂災害が発生した場合には、事業所の直接被害に加え、国道122号線等の幹線道路の通行止めによる物流の停滞や来訪者の激減が想定される。

その結果、復旧・営業再開までに長期間を要し、資金繰りや事業継続に深刻な影響を及ぼすリスクがある。

#### ③山地災害

栃木県が公表する国有林の「山地災害危険地区マップ」によると、足尾地域周辺は、山腹崩壊、地すべり、土石流等が発生するおそれのある山地災害危険地区に指定されている。これらの山地災害が発生した場合、官公署、学校、医療機関、道路等の公共施設や住宅、事業所に直接的な被害を及ぼす可能性があるほか、主要幹線道路が寸断されることにより、物流の停滞や人員の移動制限が生じ、地域が孤立するリスクが想定される。

特に、山間部に立地する小規模事業者においては、資材や燃料の調達遅延、来訪客の減少等により事業継続に大きな影響を受けるおそれがあることから、事前の被害想定と、災害発生時を見据えた事業継続対策の検討が重要である。

#### ④火山災害

日光市内には、日光白根山や男体山等の活火山が存在しており、足尾地域においても火山災害の影響を受ける可能性がある。2018年（平成30年）に作成された「日光白根山火山噴火ハザ

ードマップ」においては、噴火警戒レベル1～3【噴火予報（レベル1）から噴火警報（火口周辺規制：レベル2・3）】が想定されている。

現時点においては、噴火や火山性地震等の切迫した兆候は指摘されていないものの、万一噴火が発生した場合には、降灰による交通障害、観光客の急減、屋外活動の制限等により、観光関連事業を中心に事業活動へ大きな影響を及ぼすおそれがある。

また、火山災害が豪雨や地震等の自然災害と重なって発生した場合には、被害が複合化・長期化する可能性もあることから、平時より情報収集体制の確保や事業継続に向けた備えが求められる。

#### ⑤地震：J-SHIS

地震ハザードステーション（J-SHIS）の防災地図によると、足尾町周辺地域では、今後一定期間内に震度6弱以上の強い揺れに見舞われる可能性があるとされている。地震発生時には、建物や設備の損壊、商品・在庫の落下・破損、停電・断水・通信障害等が同時に発生するおそれがある。

特に、町中心部では事業所が比較的密集して立地している区域もあることから、火災が発生した場合には延焼による被害拡大や、地域全体の商業機能の低下、観光地としてのにぎわい喪失や商圈縮小といった二次的影響が生じるリスクが想定される。

#### ⑥その他の自然災害

足尾地域を含む日光市内では、令和元年東日本台風（台風第19号）をはじめとする台風や集中豪雨により、河川増水、浸水被害、土砂災害が発生し、道路やライフラインに大きな影響を受けた事例がある。

また、内陸山間部という地域特性から、冬季には積雪や路面凍結が頻発し、国道・県道の通行止めや物流の停滞、従業員の出勤困難が生じるリスクがある。

これらの自然災害は単独でも事業活動に影響を及ぼすが、豪雨と土砂災害、降雪と物流停滞等が複合的に発生した場合には、事業継続により深刻な影響を与えるおそれがある。

#### ⑦感染症

新型インフルエンザ等の感染症は、10年から40年程度の周期で世界的な流行を繰り返すとされており、新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を有していない感染症が短期間で急速にまん延するリスクがある。

感染症が拡大した場合、外出自粛、イベントや会合の中止、宿泊のキャンセル、インバウンドを含む観光需要の落ち込みが発生し、観光業・宿泊業・飲食業・小売業など、足尾町の主要産業を中心に売上が急減するおそれがある。特に、観光客の減少は、地域内の商業活動全体に波及的な影響を及ぼす。

また、海外工場の操業停止や物流停滞により、部品・原材料の納入遅延や受注停止が発生するなど、サプライチェーンが混乱するリスクも想定される。

さらに、従業員本人や家族の感染、学校の休校等に伴う育児対応により出勤が困難となるケースが増加し、人員不足によって事業運営や継続に支障をきたすおそれがある。

これらの影響が重なることで、小規模事業者ほど経営への打撃が大きくなり、資金繰りの悪化や事業継続が困難となるリスクが高い。

#### ⑧サイバー攻撃

近年、機密情報の窃取や金銭目的、業務妨害等を狙ったランサムウェアや不正アクセスによるサイバー攻撃は、業種や事業規模を問わず発生しており、小規模事業者においても例外ではない。

足尾町商工会管内の事業者においても、不正アクセスやウイルス感染による業務停止、顧客情報・取引情報の漏えい、会計システムや予約管理システムの利用不能といったリスクが想定される。

これらの被害は、事業の一時的な停止にとどまらず、取引先や顧客からの信用低下や風評被害を招き、経営に中長期的な影響を及ぼすおそれがある。

## (2) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 94人
- ・ 小規模事業者数 85人

### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に取り組んでいる者)	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	10	10	地域内に広く分散している
	製造業	15	13	地域内に広く分散している
	卸売業	2	1	
	小売業	33	30	地域内に広く分散している
	飲食・宿泊業	12	12	地域内に広く分散している
	サービス業	16	13	地域内に広く分散している
	その他	6	6	

## (3) これまでの取組

### ① 日光市の取組

#### a) 行政機能・消防

- ・ 日光市地域防災計画の策定
- ・ 国土強靱化計画の策定及び改訂
- ・ 防災訓練の実施 (年2回)
- ・ 相互応援体制の整備
- ・ 孤立地区対策
- ・ 情報収集、伝達体制の確保
- ・ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備
- ・ 防災拠点機能の確保及び防災上必重要な市公共建築物の耐震化
- ・ 業務継続体制の整備
- ・ 消防・救急体制の整備

#### b) 都市・インフラ

- ・ 住宅・建築物の耐震
- ・ 適正な土地利用の推進
- ・ 老朽化危険空き家等対策
- ・ 総合的な水害対策
- ・ 総合的な土砂災害等対策の推進
- ・ ハザードマップの整備及び更新
- ・ 山地災害対策
- ・ 火山災害対策
- ・ 道路の防災・減災対策
- ・ 上下水道施設の耐震化
- ・ 有害物質の拡散・流出対策
- ・ 災害廃棄物の処理体制の整備

- c) 市民生活
  - ・ 地区防災計画の策定推進
  - ・ 防災意識の高揚、防災教育の実施
  - ・ 避難行動要支援者対策
  - ・ 帰宅困難者対策
  - ・ 外国人対策
  - ・ 地域防災力の向上
  - ・ 医療機関団体との連携強化
  - ・ 感染症等予防対策
  - ・ 災害ボランティアの活動体制の強化
  - ・ コミュニティ活動への支援
- d) 産業・経済
  - ・ 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
  - ・ 自立分散型エネルギーの導入促進
  - ・ 農林道の整備
  - ・ 農業水利施設の老朽化対策及び耐震化
  - ・ 農地、農業用水利施設等の適切な保全管理
- e) 教育・文化
  - ・ 世界遺産の保護対策
  - ・ 日光杉並木の保護対策

## ② 足尾町商工会の取組

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ 栃木県主催の事業者 BCP 策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 日光市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯等）の備蓄

## ③ 事業継続力強化支援計画の実施状況（R 7 年度）

- ・ 巡回経営指導時における災害リスクの周知 10件
- ・ HP へ事業者 BCP に関する国・栃木県の施策を掲載 1回
- ・ メール・SNS（LINE 等）で事業者 BCP に関する国・栃木県の施策を周知 2回
- ・ 栃木県火災共済（協）と連携した火災共済への加入促進 5件
- ・ 上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガ・がんの補償、生命保障）への加入促進 15件
- ・ 事業者 BCP の取組状況の確認 1件
- ・ 事業継続力強化支援事業の実施状況や改善点についての協議 1回

## 2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

（1）事業者（小規模事業者）に関する課題と対策

### 【課題】

①管内には、防災・減災や事業継続の必要性に対する認識が十分でない小規模事業者が存在し、自然災害や感染症、サイバーリスクが事業に及ぼす影響を具体的に想定できていない事業者も多い。

②取組方法に関する認知度が低く、「何から着手すればよいか分からない」、「自社には難しい」との意識から、事業継続力強化に取り組めていない事業者が少なくない。特に、人的・時間的・知識的制約の大きい小規模事業者ほど取組が進まず、災害発生時の事業停止や廃業リスクが相対的に高い状況にある。

#### 【対策】

- ①足尾町商工会は、巡回経営指導やセミナー等を通じて、ハザードマップや過去の災害事例を活用し、地域特性に即したリスクを分かりやすく伝えることで、事業者の意識啓発を図る。
- ②チェックシートの活用や簡易BCPの策定支援など、事業規模や業種に応じた段階的な取組手法を提示し、取組開始のハードルを下げることで、事業継続力強化の裾野拡大を図る。

#### (2) 商工会内部体制に関する課題と対策

##### 【課題】

- ①商工会では危機管理マニュアルを整備しているものの、災害時の具体的な行動手順や役割分担が十分に定着しておらず、対応が職員個々の判断に依存する傾向がある。
- ②管内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況（BCP策定状況や事前対策の実態）を十分に把握できておらず、支援の優先順位付けや効果的な施策展開が課題となっている。
- ③防災・減災、資金繰り、サイバー対策等に関する専門的知見を有する人員が限られているほか、関係機関との被害情報の共有・報告体制が必ずしも明確でなく、迅速な対応に支障をきたすおそれがある。

##### 【対策】

- ①商工会内部において、災害時の初動対応や相談受付、関係機関との連絡調整に関する役割分担と行動フローを整理し、職員間で共有・確認を行う。
- ②認定事業者一覧の活用やアンケート調査、経営指導時の聞き取り等により、管内事業者の事業継続力強化の取組状況を把握し、支援の重点化を図る。
- ③日光市や関係機関との定期的な協議・意見交換の場を設け、地域の災害リスクや支援方針の共有を行うとともに、保険会社、金融機関、中小機構等と連携した研修や専門家派遣により、職員の知識・対応力の向上と支援体制の強化を図る。

### 3 目 標

#### (1) 基本目標

本計画は、足尾町商工会が主体となり、日光市および関係機関と連携しながら、自然災害、感染症、サイバー攻撃等の多様なリスクに対し、管内事業者が事前に備え、発生時に適切に対応し、早期に事業を再開できる体制の構築を支援することを目的とする。

特に、山間部に位置し交通アクセスが限定される足尾地域の特性を踏まえ、単独での対応が困難な小規模事業者を地域全体で支える仕組みを整備することで、事業停止・廃業リスクの低減を図り、災害等発生時においても地域経済機能の維持と持続的発展に寄与する。

#### (2) 重点目標

##### ① 小規模事業者の事業継続力強化の促進

地域の災害特性や業種・規模に応じたリスクを分かりやすく提示し、簡易BCPの策定や連絡体制整備、備蓄、保険・共済加入等、段階的に取り組める支援を行う。特に、取組が進んでいない事業者に対しては、巡回経営指導等を通じた個別支援により、事業継続力強化計画の策定・認定取得に繋げる。

##### ② 災害・感染症発生時に迅速な支援を可能とする連携体制の構築

災害等発生時に速やかな被害把握と支援実施が行えるよう、商工会内部の役割分担を明確化するとともに、日光市、栃木県、関係機関との平時からの連絡・連携体制を整備する。あわせて、訓練や協議を通じ、職員が共通認識のもとで行動できる体制を構築する。

##### ③ 被害情報の把握・共有・報告体制の確立

会員・非会員を問わず管内事業者の被害状況を迅速かつ的確に把握するため、被害情報の収集方法、共有ルート、報告内容を整理・明確化し、支援制度の円滑な活用と早期支援につなげる体制を整備する。

### (3) 数値目標 (KPI)

本計画期間 (5か年) において、以下の目標を設定し、段階的に取組を推進する。

- ① 毎年度1者程度を目安に、事業継続力強化計画 (BCP) の新規策定または見直し支援を実施する。
- ② 計画期間終了時まで、管内小規模事業者1者以上において実効性のあるBCPが策定・更新されている状態を目指す。
- ③ 小売業、観光関連業、建設業、サービス業等、地域経済への影響が大きい業種を中心に、優先的なBCP策定支援・フォローアップを1者以上実施する。
- ④ 洪水・土砂災害リスクが想定される中心市街地等を対象に、複数事業者への情報提供や連携促進を通じた面的支援を行う。
- ⑤ 毎年度1者以上に対し、損害保険や休業補償等のリスクファイナンスに関する情報提供・相談支援を実施する。
- ⑥ 防災・減災、感染症対策、サイバーリスク等をテーマとしたセミナー・説明会を年1回以上開催する。

#### ※ その他

本計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告するものとする。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

( 令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 13 年 3 月 31 日 )

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

#### (1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・ 足尾町商工会は、巡回経営指導や窓口相談等を通じ、管内小規模事業者における事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・ 全国商工会連合会のリスクチェックシート等を活用し、事業所立地に応じた自然災害リスク、非常時の対応体制、BCP策定状況、感染症・サイバーリスクへの対応状況等を確認する。
- ・ 特に、山間部や渡良瀬川沿い、中心市街地など、複合的な災害リスクを抱える地域特性を踏まえ、小売業、観光関連業、建設業、サービス業等、地域経済への影響が大きい業種については重点的に把握する。
- ・ 把握した内容は、事業者ごとのリスク特性や取組段階として整理・蓄積し、今後の支援内容の重点化・段階化に反映させる。

#### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・ 取組状況の把握結果を踏まえ、事業者の規模・業種・立地条件に応じた段階的な支援を実施する。
- ・ ハザードマップや過去の災害事例を活用し、事業所立地ごとの被害想定と事業への影響を具体的に示すとともに、簡易BCPの策定を起点として、初動対応、連絡体制、代替手段の確保等、実践性を重視した助言を行う。
- ・ 自然災害に加え、感染症やサイバー攻撃等の非自然災害リスクについても周知し、デ

ータ管理や業務継続体制の整備を促す。

- ・損害保険や共済制度等のリスクファイナンスについて情報提供を行い、被災後の資金繰り確保と早期事業再開につなげる。

### (3) フォローアップ

- ・事業継続力強化計画や事業者BCPを策定した事業者に対しては、策定後も継続的なフォローアップを行う。

- ・巡回経営指導等を通じ、計画内容が実態に即しているか、環境変化や災害リスクの変化に対応できているかを確認し、必要に応じて見直しを支援する。

- ・日光市や関係機関と支援状況や課題を共有し、支援内容の改善や高度化につなげる。

### (4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・個別支援で得られた知見や好事例を、商工会会報やホームページ、セミナー等を通じて地域全体に共有し、事業継続力の横展開を図る。

- ・同一地域や同一業種の事業者間において、災害時の仕入先確保や代替拠点の活用等について情報共有や連携を促進し、面的な事業継続力の向上を目指す。

- ・これにより、単独では対応が困難な小規模事業者についても、地域全体で支え合う体制を構築する。

### (5) 関係団体等との連携

- ・日光市、栃木県、栃木県商工会連合会、金融機関、損害保険会社等の関係機関と連携し、各機関が有する専門的知見や支援機能を活用した事業継続力強化支援体制を構築する。

- ・専門家派遣制度を活用し、事業継続力強化計画の策定支援に関するセミナーや個別相談会を実施するとともに、損害保険・共済制度等を含むリスクファイナンスに関する普及啓発を行い、管内事業者の防災・減災意識の向上を図る。

- ・その取組にあたっては、連携協定を締結している東京海上日動火災保険株式会社および、全国商工会連合会と提携関係にあるあいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携し、専門家派遣による普及啓発セミナーの開催や損害保険制度の紹介等を行い、会員事業者に限らず地域全体への事業継続力強化の取組を推進する。

- ・平時から関係機関との役割分担や情報共有方法を明確化し、顔の見える関係を構築することで、災害発生時においても迅速かつ円滑な連携を確保する。

- ・関係機関に対し、事業継続力強化に関する普及啓発ポスターの掲示等を依頼し、地域一体となった意識醸成を図る。

### (6) 訓練の実施

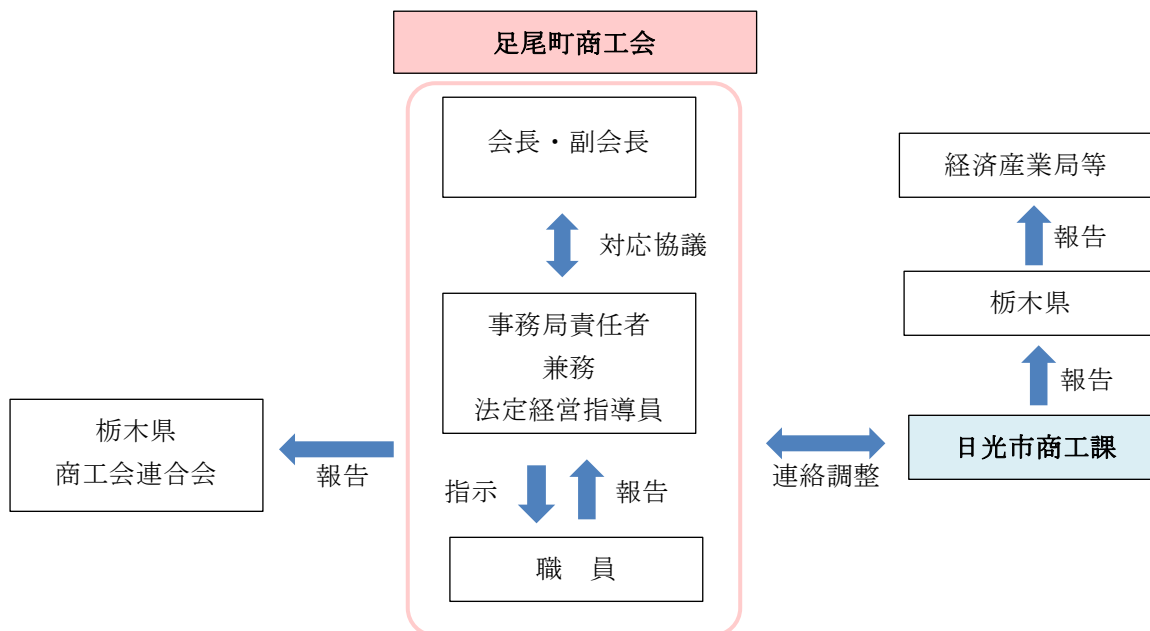
- ・大規模災害や豪雪等を想定し、商工会内部および日光市との連絡体制、被害情報の収集・共有手順について訓練を実施する。

- ・訓練結果を基に、対応フローや支援体制の課題を整理し、計画や支援内容の見直しに反映させる。

- ・特に、中心市街地や観光関連事業者が集積する区域については、地域単位での訓練を検討し、面的な対応力の向上を図る。

### 3 リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



### 4 リスク発生時の対応

#### (1) 大規模災害

足尾町商工会管内において大規模災害が発生した場合は、日光市及び関係機関と連携し、以下の手順により対応する。

なお、大規模災害発生を目安は、次のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

#### ① 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、災害発生後速やかに、法定経営指導員（又はその代行者）へ自身および家族の安否、出勤可否を報告する。
- ・災害発生後速やかに職員の安否および出勤可否を確認し、法定経営指導員が取りまとめのうえ、日光市および栃木県商工会連合会へ報告するとともに、市が把握する被害状況等の情報共有を行う。
- ・事務所被災等により通常業務が困難な場合には、代替拠点や在宅勤務等を含め、業務継続体制の確保を図る。

#### ② 管内事業者の被害状況の確認

- ・職員の安全確保を前提に、巡回指導、電話、メール等を活用し、管内事業者の人的被害、建物・設備被害、営業可否、事業継続、資金繰り等への影響等を把握する。
- ・特に、河川沿いや山間部、小売業、観光関連事業者については重点的に確認を行う。
- ・日光市は、罹災証明書の申請受付等を通じて、事業者の被害内容・被害額等を把握する。

### ③ 被害情報の共有

- ・日光市と足尾町商工会は、以下の頻度で被害情報等を共有する。  
なお、情報共有は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）を用いる。
- ・共有方法は、電子メールまたはFAXとし、共有頻度は以下を目安とする（状況により調整）。

期間（発生日起算）	頻度
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・把握した被害情報については、日光市、防災関係機関、金融機関等と共有し、地域全体としての対応方針の検討に資する情報提供を行う。
- ・道路状況や物流の停滞状況等、事業継続に影響を与える情報についても、可能な範囲で管内事業者へ周知する。

### ④ 被害情報の報告

- ・日光市と商工会で被害情報を共有した上で、市は栃木県が定める期日までに県へ報告する。
- ・足尾町商工会は、栃木県商工会連合会が定める期日までに県商工会連合会へ報告を行う。
- ・報告様式は、前項3）と同様の様式を使用する。
- ・商工会は、全国商工会連合会の災害システム等を活用し、商工会連合会へ随時報告を行う。

## （2）国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

### ① 感染予防のための取組

- ・国内感染者が確認された段階で、国・県・市からの正確かつ最新の情報に基づき、商工会職員の体調確認を実施するとともに、事務所内の消毒、手洗い・うがいの徹底等の基本的な感染防止対策を講じる。
- ・日光市が策定する感染症対策行動計画等「例：日光市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握・発信を行うとともに、交代勤務や時差出勤等を導入し、業務体制の維持を図る。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合には、日光市の感染症対策本部の方針に基づき、商工会としての感染症対策を実施する。
- ・足尾町商工会は、国・県・市からの正確かつ最新の情報に基づき、職員及び管内事業者に対し、感染予防対策（手洗い・換気・消毒・体調管理等）の徹底を促す。
- ・職員については、必要に応じて時差出勤や業務分散等を検討し、商工会機能の維持に努める。

### ② 管内事業者に対するリスクの周知

- ・感染症拡大により、今後、管内事業者の経営に影響を及ぼす可能性のあるリスクについて、ホームページ、SNS、メール等を通じて周知する。

- ・業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策について事業者へ周知するとともに、今後の事業継続に資する支援策の案内を行う。
- ・観光業・飲食業・サービス業等、対面型サービスを中心とした事業者が多い地域特性を踏まえ、感染症拡大時に想定される売上減少、来訪者減少、イベント中止等のリスクについて周知を行う。
- ・あわせて、感染症対応型の事業継続の考え方（営業形態の工夫、業務縮小・代替手段等）について情報提供を行う。

### ③ 管内事業者の被害状況の確認

- ・日光市は、来庁又は問い合わせのあった管内事業者の被害状況を把握する。
- ・足尾町商工会は、巡回経営指導、電話、アンケート調査等により、感染症の拡大状況に応じ、管内事業者の営業状況、売上減少の程度、従業員の出勤状況等を把握し、経営への影響等を確認する。

### ④ 被害情報の共有・報告

- ・市と商工会は、本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式2）等を用い、以下の頻度を目安に情報共有を行う。

・共有方法 電子メール（又はFAX）

・共有頻度

期 間	頻 度
海 外 発 生 期	1月に1回
国 内 発 生 早 期	1月に2回
国 内 感 染 期	1週間に1回

※状況に応じ調整あり

- ・国及び栃木県からの情報や方針に基づき、日光市と商工会で情報を共有した上で、市は県が定める期日までに被害状況を県へ報告する。
- ・足尾町商工会は、栃木県商工会連合会が定める期日までに商工会連合会へ被害情報の報告を行う。
- ・把握した状況については、関係機関と情報共有を行い、国・県・市の支援施策（給付金、融資、補助金等）の周知・活用に繋げる。

## （3）被災事業者に対する支援

### ① 応急対策時の支援

- ・相談窓口の設置方法については日光市と相談する。
- ・市と商工会は、協議の上、安全が確認された場所に被災事業者向け相談窓口を設置する。
- ・国・県・市の応急支援施策について速やかに周知する。
- ・罹災証明書の取得方法、被害状況写真の撮影・保存、保険金請求、税の減免、融資申請等について指導・助言を行う。
- ・損害保険・共済制度の活用についても助言し、当面の資金繰り確保を支援する。

### ② 復旧・復興支援

- ・国および栃木県の方針を踏まえ、日光市と商工会が連携して復旧・復興支援方針を定め、被災事業者を支援する。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きい場合には、県や商工会連合会と連携し、他の地域からの応援派遣等を要請する。

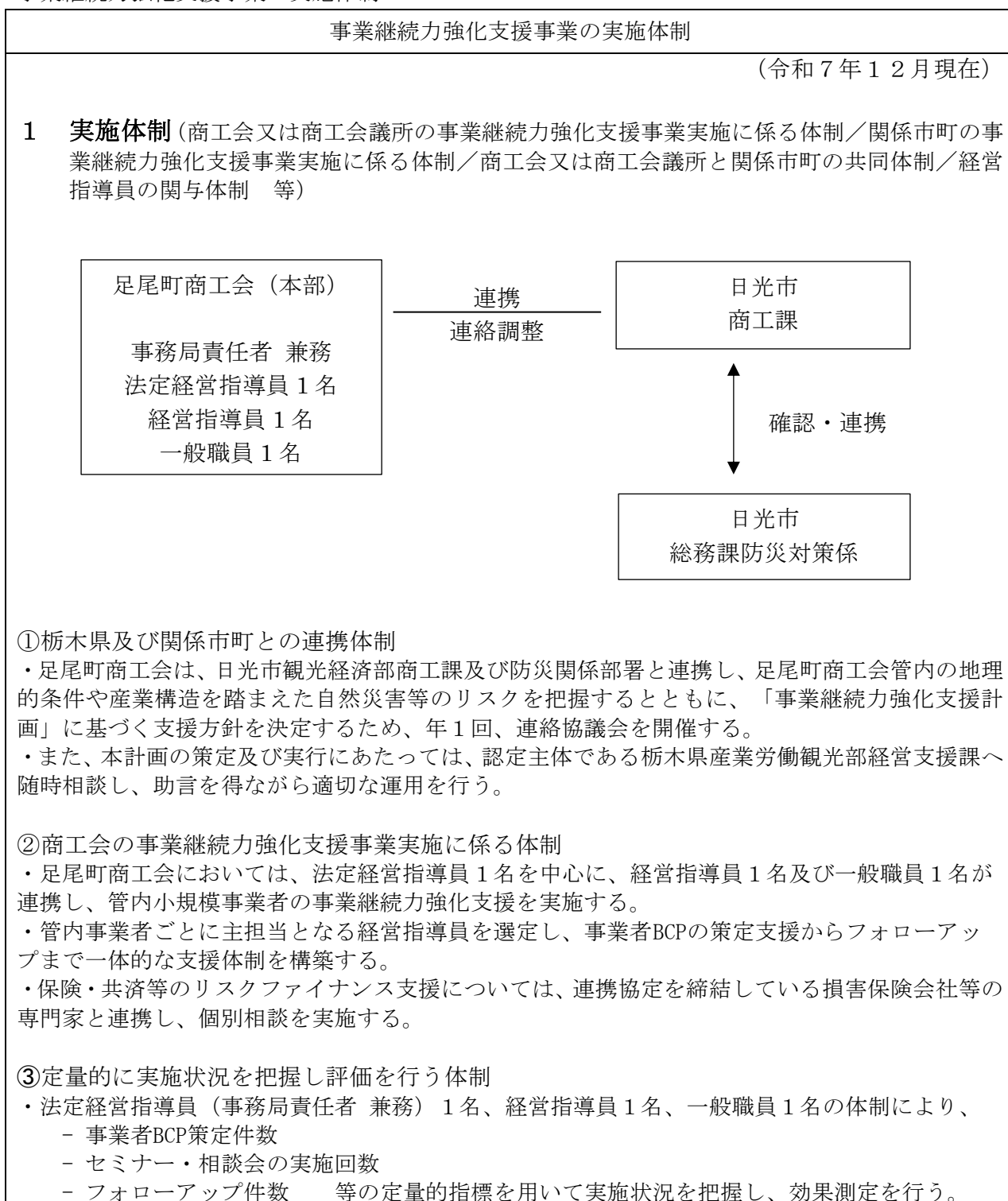
・応急対応後は、事業再開に向けた事業計画の見直しやBCPの再検討等について、伴走型支援を行い、将来の災害に備えた事業継続力の強化に繋げる。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ・把握・検証した実施状況については、日光市との連絡協議会（例：経営発達支援計画検討委員会）（年1回開催予定）において評価し、次年度の支援内容や重点取組の見直しに反映させる。

#### ④経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・足尾町商工会では、経営指導員等の資質向上を図るため、
  - 栃木県、県商工会連合会等が主催する研修への参加
  - 防災・減災、保険・共済、リスクファイナンスなどに関する勉強会の実施を通じて、専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ・あわせて、支援ノウハウや好事例については、職員間で共有する体制を整備し、組織全体としての支援力の底上げを図る。

## 2 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

### ①法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 樋山 盛信（連絡先は後述（3）①参照）

### ②法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

法定経営指導員は、本計画に基づき、次の役割を担う。

- ・事業継続力強化支援事業に係る具体的取組の企画及び実行
  - ・目標及び指標（KPI）の設定
  - ・計画の進捗管理及び見直しに関する助言
  - ・管内事業者に対する支援状況の把握及びフォローアップ
- なお、進捗確認及び見直し等は、四半期に1回以上実施する。

## 3 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

### ①商工会／商工会議所

足尾町商工会 経営支援課  
〒321-1523 日光市足尾町松原11-17  
TEL：0288-93-2267 / FAX：0288-93-4552  
E-mail：ashio\_net@shokokai-tochigi.or.jp

### ②関係市町

日光市役所 観光経済部 商工課  
〒321-1292 日光市今市本町1番地  
TEL：0288-21-5136 / FAX：0288-21-5121  
E-mail：shoko@city.nikko.lg.jp

## 4 被害情報報告先

### ①栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20  
TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340  
E-mail：shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

### ②栃木県商工会連合会 組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4  
TEL：028-637-3731 / FAX：028-637-2875  
E-mail：soshiki\_fed@shokokai-tochigi.or.jp

### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・調査費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	80	80	80	80	80
・協議会運営費	40	40	40	40	40
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

調達方法

会費収入、伴走型補助金、日光市運営費補助金、栃木県商工会連合会補助金、事業収入 等